

大東市自治基本条例

～育てましょう! みんなの条例～

大東市では、市制施行50周年記念の一環として、市民との協働作業で約1年半にわたり自治基本条例づくりを進めてきました。また、市議会における積極的な検討が行われた結果、平成17年12月議会において成立し、平成18年4月1日から施行されます。

この条例は、市政運営の根幹となる大切なものであり、市民の皆さんにとっても大変かわりの深いものです。

そこで、「自治基本条例ってどのような条例で、この条例で何がどう変わるの?」など、自治基本条例の気になるアレコレについてお知らせしたいと思います。



大東市

保存版

自治基本条例に関する Q&A

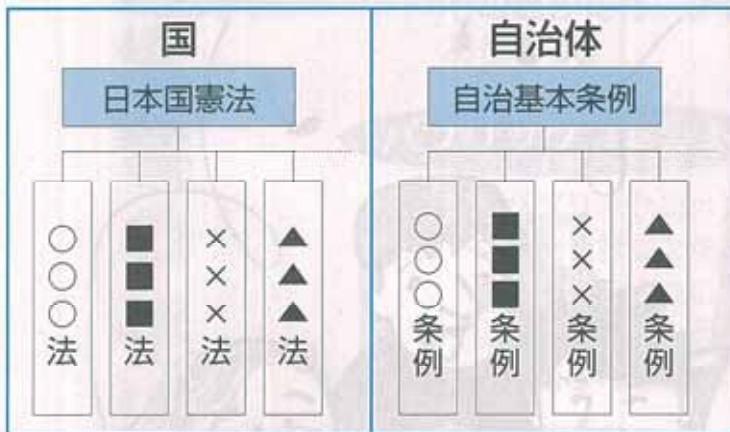


Q 自治基本条例とはどのような条例なのでしょう？

A 自治基本条例は、大東市の自治に関する最も基本的な制度や理念を定める条例であり、市政運営の基本方針となるものです。具体的には、自治の基本理念、市民、事業者、議会、市長の役割と責務、市政運営の基本原則、市民協働のまちづくりの原則、住民投票などを定めます。また、自治基本条例は、市の最高規範性を持つ条例でもあり、他の条例や計画は、この条例の趣旨に反することは出来ません。このことから自治基本条例は「自治体の憲法」と言われています。

Q なぜ自治基本条例が必要なのでしょう？

A 地方分権が進み自治体は、国と対等で協力し合う関係になり、自主的に自らの地域のことを自ら決定し、行動することが求められるようになりました。大東市でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを行っていくのか、明らかにすることが重要になってきました。大東の実情に即したまちづくりを行っていくために必要なのが、自治基本条例なのです。



Q 自治基本条例で市民の暮らしはどう変わるの？

A 自治基本条例が制定されても、劇的に市民の暮らしが変わることはありませんが、市民が市政にどのような時、どのような方法で参画出来るのか、具体的な制度が保障されます。また、市民と市との情報共有や説明責任、行政評価の実施などが市に義務づけられ、市民の意見がより市政に活かされるようになるため、長期的には、市政運営の在り方が大きく変わり、大東市の自治のあり方が大きく変わっていくと考えています。



いままでは

市政運営に対し、市民が参画したいと思っても、参画に関する明確な決まりがなく、具体的な制度も保障されていませんでした。

これからは

市民の積極的な市政参画が進み、市民と市がお互いの役割と責任を理解し合い、協働による市政運営が行われるようになります。



イメージ図

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会および市長の役割と責務のほか、自治に関する基本的事項を定めることにより、大東市において真の地方自治を実現することを目的とします。

市内に在住、在勤、在学する人を言います。

(市民の権利と責務)

- ・市政に関し情報を知り、参画する権利があります。
- ・市政に参画する場合は、自らの行動に責任を持たなければなりません。

市民とは…

市民・事業者

事業者とは…

市内で事業活動を行っている人を言います。

(事業者の権利と責務)

- ・自らの行動に責任を持ちながら、市政に関する情報を知り、参画する権利があります。また、地域社会の一員として、環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行う責任があります。



☆請願、陳情
傍聴など

☆議会活動の
説明責任
☆会議の公開
や情報共有
など開かれた
議会運営

☆意見、要望
☆審議会など
への参画
☆住民投票の請求

☆市政に関する
説明責任
☆市政に参画する
機会の保障
☆情報の積極的
な提供
☆個人情報の保護
☆コミュニティ、
市民活動の
支援

目指すべきまちの姿

個性豊かで自然の恵み
と都市の住み良さが共
生するまち

市議会

民意を市政に
反映させるための、
市議会の役割と責務を
定めます。

大東市議会議場



〇〇議員

☆条例案・予算案など
の提出

☆条例の制定改廃、予算の
議決、決算の認定など
☆市政運営の監視、けん制

市長

市政の課題を解決する
ために、的確に施策を行う
義務など、市長の役割
と責務などを定めます。



市長

協働と参画の大原則

市民等と行政との協働推進

- 大東市のまちづくりには、市民（在住、在学、在勤）のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することが出来ます。市は、市民、事業者と、それぞれの立場や特性を尊重し、協働のまちづくりを進めます。（第20条）
- 市は、協働のまちづくりを進めていくために、平成17年度に、市民が自立して活動するための協働のルールである「大東市市民と行政との協働指針」を作成しました。今後は、協働の仕組みを整備しながら、協働指針に基づき、適切な支援を検討し、順次実行に移していきます。（第21条）

協働とは

それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しながら、対等の立場で協力して取り組むこと

参画とは

政策の立案から実施、評価の各段階の過程に主体的に関わり、行動し、意見を述べること

市民協働の手法

市民の市政参加の制度は、既に実施しているものもたくさんあります。自治基本条例には次の制度を定めていますが、そのほかにも、アンケート、審議会委員の公募などの手法があります。

パブリックコメント

- パブリックコメント制度とは、市民生活に広く影響を与える重要な条例や計画を作成する場合に、事前に案を公表し、市民が意見を提出出来るようにする制度で、意思決定までの公正性と透明性の向上を図ることを目的としています。この制度は、平成16年10月から実施されています。（第26条）

意見、要望の提出

- 市民は、市政に関する意見や要望を随時行うことが出来ます。市がこれらを受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。（第27条）

住民投票

- 住民投票とは、大東市の将来を左右する市政の重要な事項について直接市民の意見を聞く制度です。永住外国人を含む18歳以上の市内在住者は、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求出来ます。また、住民投票を実施した場合の結果については、尊重しなければなりません。（第28条）

編集・発行

大東市政策推進部企画調整課
大東市谷川1-1-1
電話 870-0404

印刷番号
17-67



議会の役割と責務

- 議会は、選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関で、市政の運営状況を監視・けん制し、調査する役割があります。また、条例・予算の決定や決算の承認などの権限があり、これらを通じて民意の市政反映に努めなければなりません。(第6条)
- 議会は、議会の情報をわかりやすく説明し、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければなりません。(第7条)
- 議員は、市民の代表者として、自己研鑽に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければなりません。(第8条)



市長、教育委員会などの役割と責務

- 市長、教育委員会など市の機関は、多様化する市政の課題に対して、必要な施策を的確に選択し、総合的で計画的な市政運営を行わなければなりません。また、市民や事業者と協働で市政の課題に取り組むことに努めます。(第9条)
- まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するには、経済の活性化が不可欠であるため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行います。(第9条)
- 市政の課題に的確に応えるため、人材の育成と、効果的な組織運営に努めます。職員は、全体の奉仕者として市民の信託に応えるため、課題への対応能力の向上に努めなければなりません。(第16条)

計画的な市政運営

- 総合計画をつくり、計画的に市政運営を行います。この計画は、社会の変化に対応出来るよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行います。(第10条)

子どもの育成

- 保護者、地域住民、関係機関との協働により、子どもが夢と希望を持ち未来を担えるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組みます。(第23条)



健全な財政運営

- 健全で持続可能な財政運営を行い、財政状況をわかりやすく公表します。また、市の財産についても、適正に管理し、効率的な運用に努めます。(第11条)

行政手続基準の明確化

- 市民や関係者の権利義務を保護するため、行政手続の基準を明確にしておきます。(第13条)

市民満足の向上と行政評価

- 事業の実施に当たって、行政経営の視点を持ち、最少の経費で最大の効果をあげることを目標に、市民満足の向上に努めます。事業や施策の効果を明らかにするため、評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表します。(第10条、第12条)

市民と協働のまちづくり

危機管理

- 市民の生命、財産を守るため、迅速・適切な対応が出来る体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関、市民との協働に努めます。市民、事業者、コミュニティは、それぞれが出来る範囲で防衛策に取り組まなければなりません。(第25条)

コミュニティ

- コミュニティの自主・自立の精神を尊重し、必要に応じてその公益的活動を支援します。市民、事業者は、地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため、コミュニティに協力する必要があります。(第24条)

情報の共有

- 市政情報を積極的に、わかりやすく説明します。また、市政の推進に役立つ情報は、市民や事業者と共有し、相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けるよう努めます。(第14条)

市政運営の基本原則

市は、このような基本原則に基づいて市政を運営します。



公益通報制度の整備

- 適法で公正な市政運営が確保されるように、市の内外部からの違法な行為の通報を受け体制を整備し、通報者が不利益を受けないよう適切に措置します。(第18条)

個人情報の保護

- 個人情報を保護するために適切な取り扱いを徹底します。(第15条)

法令の順守

- 職務に関する倫理と法令の順守を徹底し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行うことを再確認します。(第17条)

国や大阪府、他の市町村との関係

- 国、大阪府および他の自治体と対等、協力の関係を保ち自立性の確立を図りながら、共通課題に連携して対処するよう努めます。(第19条)



条例の見直し

- 社会情勢の変化によって、この条例の見直しが必要な場合は、市民の意見を広く聴きながら、速やかにその手続を行います。(第29条)

人材づくり

- 市民、事業者がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動出来る環境の整備に努めます。(第22条)